平成２８年（フ）第２９号
川崎市高津区千年新町30番地　ヴィラヴェール武蔵新城　408
債務者　玉井　千絵（旧姓瀬尾）
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３４号
川崎市川崎区渡田新町２丁目６番４号　アリアマンション　302
債務者　大水　雄一（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
川崎市川崎区藤崎４丁目20番４号　小沢マンション　201
債務者　小幡カズヨ
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４３号
川崎市幸区下平間351番地　コーポ富士202、前住所川崎市川崎区渡田東町４番９号　コーポＴＫ　201
債務者　横山　美枝（旧姓林・加藤）
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４７号
名古屋市西区則武新町１丁目９番５号　市営南押切荘Ｔ７棟307号、従前の住所名古屋市中村区日比津町２丁目15番３号　デュープレックス吉川Ⅱ105号
債務者　森川　和子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５１号
名古屋市中区新栄３丁目31番10号　市営新栄荘４棟1015号
債務者　西田　　光
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３号
熊本市中央区島崎１丁目16番20号　205、前住所熊本市中央区世安町312番地５　クイール世安703
債務者　仲原　誠市
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１２号
青森県八戸市類家４丁目13番12号
債務者　藤村　勝美
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第７号
神奈川県横須賀市追浜本町２丁目29番地　市営アパートＢ－504
債務者　綱島　竜平
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第５２号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目13番26号
債務者　宮﨑　隆子
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２７号
山口県防府市岩畠２丁目９番15号　レオネクスト岩畠西105
債務者　奥苑　俊二
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３号
山口市平井309番地２　平井県営住宅４棟102号
債務者　松永　幸児
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５４６号
岡山市南区洲崎３丁目13番１号
債務者　武並　　寛
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５５２号
岡山市北区平野895番地セントラル一番館203号室
債務者　増永　直也
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６号
熊本県山鹿市山鹿737番地４、前住所福岡県八女市宅間田584番地１　県営宅間田団地２棟405号
債務者　北村　正一
1　決定年月日時　平成28年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前11時45分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第１６４１号
横浜市鶴見区鶴見中央２丁目19番２号　グレイス鶴見中央501号
債務者　関山　直樹
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部